

令和4年 9月 7日（水曜日）

○議事日程（第2号）

令和4年9月7日（水）午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第24号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 2 議案第25号 一般職の職員の給与等に関する条例及び東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 3 議案第26号 東庄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 4 議案第27号 財産の無償貸付について
- 日程第 5 議案第28号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正に関する協議について
- 日程第 6 議案第29号 令和4年度東庄町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 7 議案第30号 令和4年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第31号 令和4年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第32号 令和4年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 認定第 1号 令和3年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 2号 令和3年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 3号 令和3年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 4号 令和3年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 5号 令和3年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 6号 令和3年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

について

日程第16 認定第 7号 令和3年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算
認定について

日程第17 認定第 8号 令和3年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算
認定について

日程第18 休会の件

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番 越川良男君
2番 柳堀忠君
3番 桜井莊一君
4番 土屋光正君
5番 佐久間義房君
6番 板寺正範君
7番 花香孝彦君
8番 大網正敏君
10番 高木武男君
11番 鈴木正昭君
12番 山崎ひろみ君
14番 宮澤健君

○欠席議員（1名）

9番 城之内一男君

○出席説明員（14名）

町長 岩田利雄君
副町長 向後喜一朗君
監査委員 平山茂君
総務課長 堀江弘之君
企画財政担当課長 加瀬博子君
町民課長 香取康成君

まちづくり課長 鈴木 秀 樹 君
健康福祉課長 布施 光 規 君
会計管理者 岩瀬 澄 子 君
病院事務長 渡辺 佳 則 君
農業委員会事務局長
（農政担当課長） 前 田 泰 孝 君
教 育 長 石 橋 宏 克 君
教 育 課 長 宇ノ澤 修 君
生涯学習担当課長 郡 伸 明 君

○出席事務局員（3名）

事 務 局 長 伊 藤 雅 晃
次 長 堀 江 香 澄
主 査 高 橋 大 助

(午前10時00分 開議)

議長（宮澤 健君）

おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第24号、職員の育児休業等に関する事例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長（宮澤 健君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第24号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

今回の改正は、令和4年6月17日に育児休業の取得回数制限の緩和等に関しての人事院規則が公布され、10月1日から施行されることに伴い、本町においても国家公務員と同様の措置を講ずべく、職員の育児休業等に関する条例について所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、議案第24号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の改正内容につきまして、ご説明いたします。

議案書の16ページをお願いします。19ページまでが改正条例となります。

国家公務員に係る妊娠、出産、育児等との仕事の両立の支援のために講じる措置として、令和4年6月17日に育児休業の取得回数制限の緩和等に関しての人事院規則及び人事院運用通知が公布、発出され、同年10月1日から施行されることと

なりました。

本案は、地方公務員法第24条第4項の均衡の原則に基づき、本町においても国家公務員と同様の措置を講ずべく育児休業の取得回数の緩和及び非常勤職員の育児休業の取得要件について柔軟化するための改正を行うものとなっております。

参考資料の1ページをお願いいたします。

まず、第2条第3号、ア（ア）については、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の要件を緩和するための改正となります。

この改正により、子の出生日から起算して8週間と6月を経過する日までの任期のある非常勤職員は、子の出生後8週間以内の育児休業が可能となります。

次に、第2条第3号イについてでございますが、2ページにかけての改正案をご覧ください。

非常勤職員の子が1歳以上の期間における育児休業の取得要件を確認しない場合の要件を定める規定を設ける改正となります。

次に、第2条3の第3号の改正ですが、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6ヶ月を到達す日とする要件について、夫婦交替での取得や特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とする規定を整備するものでございます。

4ページをお願いします。

次に、第2条の4では、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を、子が2歳に達する日とする要件について、夫婦交替での取得や特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とする規定を整備するものです。

5ページをお願いします。

次に、第2条の5については、第3条の2への規定位置を移動いたします。

次に、第3条の改正ですが、第5号の削除につきましては、育児休業の取得回数が緩和されたことに伴い、再度の育児休業取得に係る特別な事情に関し、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定、こちらを削除するものでございます。

また、第8号につきましては、第7号に繰り上げ、任期を定めて採用された職員の任期の更新があった場合の規定を整備するものでございます。

6ページをお願いします。

最後に、第10条第6号の改正は、第3条において育児休業等計画書により申し

出た場合の再度取得に係る規定が削除されたことに伴い、育児休業等計画書を育児短時間勤務計画書に改正するものでございます。

なお、育児短時間勤務計画書の様式は、国の様式に準じて別に定めることとなります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（宮澤 健君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。議案第24号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第25号、一般職の職員の給与等に関する条例及び東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（宮澤 健君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

議案第25号、一般職の職員の給与等に関する条例及び東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてにつきまして、提案理由を申し上げます。

本条例は、令和6年度開設予定の介護医療院の運営に向け、看護補助者が夜間の看護業務に従事することを可能とするため、一般職の職員及び会計年度任用職員の給与条例の特殊勤務手当の規定について、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、議案第25号、一般職の職員の給与等に関する条例及び東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の内容についてご説明申し上げます。

議案書の21ページをお願いします。

本改正条例は、2条立てとなっております。

改正条例第1条で、一般職の職員の給与等に関する条例、第2条で、東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について改正しております。

令和6年度開設予定の介護医療院の運営に向け、看護補助者が夜間の業務に従事することを可能とするため、看護補助者についても看護師、准看護師と同様に夜間看護手当の支給対象とするため、所要の改正を行うものでございます。

参考資料の7ページをご覧ください。

改正条例、第1条において、一般職の職員の給与等に関する条例、別表第6の改正でございますが、夜間看護手当の支給条件に看護補助者の職名を追加するものであります。

参考資料8ページをご覧ください。

改正条例第2条は、改正条例第1条において一般職の職員の給与等に関する条例、別表第6に看護補助者が夜間看護手当の支給対象として規定されたことに伴う改定

となります。

準用している会計年度任用職員の特殊勤務手当の規定の改正を行うもので、東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第14条後段及び第18条後段の夜間看護手当の読替規定について、それぞれ削除するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

8番、大網正敏君。

8番（大網正敏君）

少し教えてもらいたいですけれども、看護補助者、これは具体的にどのような方を指しているのかお伺いします。

議長（宮澤 健君）

病院事務長、渡辺佳則君。

病院事務長（渡辺佳則君）

お答えいたします。看護補助者の関係は、6月の定例議会で給与関係を審議していただいて、可決いただいたんですけれども、実際には看護師業務以外で患者さんを診るための、分かりやすくいうとヘルパーさん近い形の業務を行う方になります。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

8番、大網正敏君。

8番（大網正敏君）

そうすると、ヘルパーさんということで、資格とかそういうのは必要ないということでもよろしいですか。

議長（宮澤 健君）

病院事務長、渡辺佳則君。

病院事務長（渡辺佳則君）

特に資格は必要ないのですが、これから採用する予定の方については、そういう資格を持っている方を優先的に考えております。

以上です。

議長（宮澤 健君）

他にありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (宮澤 健君)

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。議案第25号、一般職の職員の給与等に関する条例及び東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第26号、東庄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長 (宮澤 健君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長 (岩田利雄君)

それでは、議案第26号、東庄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を制定することにつきまして、提案理由を申し上げます。

租税特別措置法、租税特別措置法施行令が令和4年4月1日に改正されたことに伴い、租税特別措置法等を引用する東庄町過疎地域における固定資産税の課税免除

に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（宮澤 健君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

それでは、議案第26号、東庄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の内容について、ご説明申し上げます。

議案書の23ページをお願いいたします。

今回の改正は、根拠法令の改正に伴う条、項、号の改正になります。

恐れ入りますが、改正の内容につきましては、参考資料により説明いたしますので、参考資料の9ページをお願いいたします。

新旧対照表の左側の改正案によりご説明申し上げます。

まず、第1条の改正は、文言を加える規定の整備となります。

次に、第2条の改正は、根拠法令の改正に伴う条、項の改正と省令の改正に伴う号の追加となります。

続きまして、附則の説明を申し上げます。

申し訳ありませんが、再度、議案書の23ページにお戻り願います。

この条例は、公布の日から施行するものといたします。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いをいたします。

議長（宮澤 健君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。議案第26号、東庄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第27号、財産の無償貸付についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(宮澤 健君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第27号、財産の無償貸付について提案理由を申し上げます。

令和2年3月に閉校となりました小学校の跡地利活用について、事業の公募を行っておりましたが、旧東城小学校利活用の提案を行った3事業者のうち一般社団法人国際ドローン協会が優先交渉者に選定されました。

本事業は、事業者に土地及び建物を無償貸付をして行うものであり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決が必要となるため、提案させていただきます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(宮澤 健君)

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長(加瀬博子君)

議案第27号、財産の無償貸付について内容の説明を申し上げます。

町長の提案理由にもございましたように令和2年3月末に閉校となりました小学校の跡地利活用については、民間企業と協力、連携が重要と考え、事業内容も含めて公募を行ってまいりました。

この結果、旧東城小学校利活用の事業提案を行った一般社団法人国際ドローン協会が6月に優先交渉権者に選定されたところであります。

その後、7月に町議会全員協議会へのプレゼンテーションを、また8月18日には住民説明会を開催し、事業内容などの説明を行い、ご了承いただいたものと考えております。

募集要項で貸し付ける土地及び建物は無償としておりますので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決が必要となるため提案させていただくものでございます。

今回貸し付ける財産は、プール用地とプール施設を除きグラウンドを含めた土地と校舎、体育館を含めた全ての建物となっております。

26ページに配置図を添付してございます。

貸付の相手方は一般社団法人国際ドローン協会、代表理事、榎本幸太郎、東京都江東区青海2丁目7-4。

無償貸付の期間は貸付契約締結の日から5年間でございます。

契約の時期についてですが、今後、事業者との協議によりますが、来月にと考えております。

以上で財産の無償貸付についての説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

8番、大網正敏君。

8番（大網正敏君）

またすみません、少しお聞きします。

校舎なんですけれども、校舎の改造、改築はどこまで認めているのかお伺いします。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

校舎につきましては、改築等を要する場合には全て町との協議となっております。

また、契約後の返還につきましては、現状復帰というようなことになっておりま

すが、その際、次の貸付への有利な工事等がされている場合には事業者と話し合いを
しまして、そのままということもあり得ると思っております。

以上です。

8 番（大網正敏君）

ありがとうございます。

議長（宮澤 健君）

他にありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。議案第 27 号、財産の無償貸付についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 28 号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の
数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部改正に関する協議についてを議
題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（宮澤 健君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第28号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部改正に関する協議についての提案理由を申し上げます。

本案件は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規定の変更に伴う地方自治法第286条第1項の規定による協議でございますが、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（宮澤 健君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、議案第28号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部改正に関する協議についての内容の説明を申し上げます。

本案は、町長の提案理由にもございましたが、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の変更に伴う協議でございます。

組合を組織する地方公共団体の数の増減、規約の変更は、地方自治法の定めにより、関係地方公共団体の議会の議決を経た上で関係地方公共団体との協議により定めることとされているため、総合事務組合からの依頼により提案するものでございます。

団体の数の増減、規約の変更の理由といたしましては、千葉県市町村総合事務組合の組織団体以外の地方公共団体である船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市から成る四市複合事務組合より令和5年4月1日から公平委員会に関する事務について共同処理したい旨の要望があったことによります。

議案書の28ページをお願いいたします。

千葉県市町村総合事務組合同規約の改正規約でございます。

規約の改正内容といたしましては、事務の共同処理にあたり千葉県市町村総合事務組合同規約中、組合を組織する地方公共団体に関する規定及び共同処理する事務に

関する共同処理する団体に関する規定について改正を行う内容となります。

併せて参考資料その2をご覧ください。

1 ページから新旧対照表を記載しております。

別表第1の組合を組織する地方公共団体と、2ページにかけての別表第2の第3条第1項第11号、公平委員会に関する事務について共同処理する団体にそれぞれ四市複合事務組合を加えるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。議案第28号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第29号、令和4年度東庄町一般会計補正予算（第4号）から日程第9、議案第32号、令和4年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第1号）まで、以上4案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（宮澤 健君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました議案第29号から第32号まで、一般会計及び特別会計3件につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第29号、令和4年度一般会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億9,649万8,000円を追加いたしました。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億7,499万2,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、まず総務関係では、地域活性化起業人にかかる負担金及び町議会議員補欠選挙の経費について新規で計上いたしました。

また、マイナンバーカード交付事業について、増額補正をしております。

次に、民生費関係では、住民税非課税世帯等臨時特別給付金について増額補正をしております。

次に、衛生関係では、医療機関継続支援金を新規で計上いたしました。

次に、農林水産業関係では、新規需要米に対する補助金の増額補正をしております。

次に、基金関係では、財政調整基金及び公共施設整備基金への積立を新規で計上しております。

その他に4月の人事異動に伴う人件費等についても補正をしております。

歳入につきましては、歳出に伴う国・県補助金、繰入金などを補正し、歳入が歳出に不足する分については繰越金を補正しております。

続いて、議案第30号、令和4年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ443万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億214万8,000円とするものでございます。

この補正につきましては、職員の人事異動に伴う人件費の増額並びに調整交付金

システム改修費及び国民健康保険税の還付に伴う償還金の増額を盛り込むものであります。

続いて、議案第31号、令和4年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,301万6,000円とするものでございます。

主な補正の内容でございますが、歳出において人件費の減額補正をするものでございます。

続いて、議案第32号、令和4年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,997万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,123万4,000円とするものでございます。

主な補正の内容でございますが、歳出で5款・諸支出金におきまして、過年度分の介護給付費等の清算による国庫支出金等の返還及び一般会計の繰出金を増額補正するものでございます。財源といたしましては、前年度繰越金をもって充てるものでございます。

以上、議案第29号から議案第32号までの提案理由を申し上げます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

それでは、令和4年度東庄町一般会計補正予算（第4号）の内容について説明させていただきます。

それでは、歳出予算から申し上げますので、恐れ入ります、議案書の37ページをお願いいたします。

町長の提案理由にもありましたとおり、4月の職員人事異動に伴う人件費の補正を関係科目で行っております。これは1款の議会費をはじめとする各款において、

1節・報酬、2節・給料、3節の職員手当等、4節の共済費、18節の総合事務組合負担金に計上しております。

人件費の補正額をそれぞれ集計いたしますと、1節・報酬及び2節・給料の合計でマイナス2,159万1,000円、3節・職員手当等でマイナス682万9,000円、4節・共済費でマイナス1,485万9,000円、18節・負担金等でマイナス358万5,000円、総額で4,686万4,000円の減となっております。

なお、以降は人件費以外の補正内容について説明させていただきますので、ご了承願います。

初めに、2款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費の12節・人事評価システム導入業務委託料99万円。今年度全面改訂した人事評価について、改定後の内容に対応したシステムを導入するのです。

次に、4目・財産管理費の14節・地域イントラネット基盤施設整備工事費100万円。自営光ケーブルの移設工事費ですが、当初の見込みより件数が増加したため、増額補正するものであります。

次に、5目・企画費の18節・地域活性化起業人負担金280万円。三大都市圏に所在する企業等の社員を10月から1名受け入れ、そのノウハウや知見を生かしたアドバイザーとして地域活性化を図るものです。

今回、合同会社DMMドットコムの子会社を1年間受け入れるものであります。今年度の残り半分についての負担金となりますが、来年度以降も実施していくことと考えております。こちらの事業は全額特別交付税措置がありますが、歳入の特別交付税につきましては、その他の額が不確定であり、災害などにより増減したりしますので、歳入での補正はしておりません。

次に、2項・徴税費、38ページに移りまして、2目・賦課徴収費の12節・町税電算処理委託29万9,000円。令和5年度より納税通知書に地方税統一のQRコードをつけることとなったため、システム改修やテストを行うものとなります。

次に、3項1目・戸籍住民基本台帳費の補正額合計539万5,000円。マイナンバーカード交付に係る増額補正となります。こちらは全額国庫補助金が財源となっております。

次に、4項・選挙費、39ページをお願いいたします、5目・町議会議員補欠選

拳の合計486万7,000円。町議会議員補欠選挙にかかる費用で、報酬や時間外勤務手当、消耗品、ポスター掲示板、選挙公営負担金に係る費用となっております。

続きまして、3款・民生費、1項・社会福祉費、1目・社会福祉総務費、40ページに移りまして、22節、合計205万6,000円。障害者自立支援給付費、障害者医療費、障害児入所給付費等、低所得者保険料軽減負担金に係る国・県に対する前年度精算分の返還金となります。

同目の27節・国民健康保険特別会計繰出金345万4,000円、次の訪問看護ステーション特別会計繰出金マイナス13万8,000円、次の介護保険特別会計繰出金2万9,000円及び介護保険特別会計繰出金マイナス9万5,000円、こちら4つは職員異動による繰出金の増減分となっております。

41ページをお願いいたします。

同節の介護保険特別会計繰出金、過年度分23万円、前年度の精算分となります。

次に、5目・デイサービスセンター費の18節・介護職員処遇改善支援補助金42万2,000円。コロナへの対応と高齢者への対応が重なる最前線において働く介護職員への補助金で、財源は全額国庫補助金となります。

8目・住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費の18節・住民税非課税世帯等臨時特別給付金1,300万円。昨年度から繰越しをして実施している事業ですが、神代の森の入所者など、該当対象者が当初見込みよりも130世帯増加することが予想されるため、増額補正するものとなります。

こちらも財源は全額国庫補助金となります。

次に、2項・児童福祉費、42ページに移りまして、2目・児童措置費の22節・子育て世帯への臨時特別給付金返還金167万7,000円。昨年度の精算による返還となります。

4目・児童福祉施設費の18節・保育士等処遇改善臨時特例事業補助金3万2,000円。昨年度から繰越しをして実施している事業ですが、不足分について増額補正するもので、こちらも財源は全額国庫補助金となります。

続きまして、4款・衛生費、1項2目・保健衛生費、予防費の18節・医療機関継続支援金210万円。地域における医療提供体制の確保及び維持を図ることを目的として2医科、5歯科に対して、各30万円支給するものとなります。こちらは

新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用するものとなります。

43ページをお願いいたします。

5款・農林水産業費、1項・農業費、1目・農業委員会費の11節・農地利用最適化タブレット端末通信料3万1,000円、次の13節・MDM利用料2万4,000円、次の17節・農地利用最適化事業タブレット端末購入費15万5,000円、こちらの3件は農業委員会にタブレット端末を5台導入するもので、通信費、システム使用料及びタブレット購入費用です。こちらの財源は全額国庫支出金となります。

44ページに移りまして、3目・農業振興費の18節・経営継承・発展等支援事業補助金100万円。農業者が事業継承し、経営発展に向けた取組に対する補助で、1件事業要望があったため、新規で計上するものです。財源は2分の1が国庫補助金となります。

5目・農地費の18節・土地改良施設維持管理適正化事業補助金144万円。桁沼土地改良の羽計支線排水路整備に対する補助金で、補助率は10%となります。

同節・土地改良施設維持管理改修事業補助金14万2,000円。桁沼土地改良区の大門下排水路補修工事や干潟土地改良区の護岸補修工事に対する補助金となっており、こちらも補助金は10%となります。

6目・水田農業構造改革対策推進費の18節・新規需要米等補助金581万3,000円。当初予算では、前年度の交付額と同額となる4,879万円を計上しておりました。今年度、新規需要米の作付面積が増加したことにより、当初予算を面積で割り返すと10アール当たり9,000円弱の補助となる見込みでしたが、近隣市町の状況を参考として、1万円の補助とするため、差額を増額補正するものとなります。

45、46ページをお願いいたします。

9款・教育費、3項1目・中学校費、学校管理費の14節・教育施設維持補修工事92万4,000円。6月に実施した屋内運動場防水工事で、外壁の亀裂を指摘されたことによる緊急の補修工事となります。

47ページをお願いします。

12款・諸支出金、1項1目24節・諸支出金、基金費の財政調整基金積立金3億円及び公共施設整備基金積立金2億円。令和3年度の実質収支費が9億6,64

8万9,000円でしたので、その半分強となる5億円について、財政調整基金に3億円、公共施設整備基金に2億円、積み立てるものとなります。

次に、歳入について申し上げます。

お手数ですが、議案書の35ページをお願いいたします。

15款・国庫支出金、1項1目5節・国庫負担金、民生費国庫負担金、介護保険国庫負担金11万4,000円。低所得者保険料軽減国庫負担金の前年度の精算分となります。

2項・国庫補助金、1目・総務費国庫負担金、1節・番号制度補助金、合計561万6,000円。歳出補正の総務費で申し上げました戸籍住民基本台帳費に対する補助金となります。

4節・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金210万円。歳出補正の衛生費で申し上げました医療機関継続支援金の財源とするものとなります。

2目・民生費国庫補助金、2節・児童福祉費補助金の保育士等処遇改善臨時特例交付金3万2,000円。歳出補正の民生費で申し上げました児童福祉施設費に対する補助金となります。

4節・住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業補助金1,300万円。歳出補正の民生費で申し上げました同名事業に対する補助金となります。

続いて、16款・県支出金、2項・県補助金、2目4節・民生費県補助金、老人福祉費補助金の介護職員処遇改善支援補助金42万2,000円。民生費で申し上げました同名事業に対する補助金です。

4目・農林水産業費県補助金、1節・農業委員会補助金の合計21万円。歳出補正の農林水産業費で申し上げました農業委員会費に対する補助金です。

2節・農業振興費補助金の経営継承・発展等支援事業補助金50万円。農林水産業費で申し上げました同名事業に対する補助金です。

19款・繰入金、1項3目1節・特別会計繰入金、介護保険特別会計繰入金の介護保険特別会計繰入金、過年度分1,490万4,000円。介護保険特別会計繰入金の前年度精算分となります。

一つ飛ばしまして、36ページの21款・諸収入、5項3目5節、雑入の雇用保険個人負担分1万5,000円。会計年度任用職員の雇用保険の本人負担分となります。

最後に、歳入が歳出に不足する4億5,958万5,000円につきまして、前ページの20款・繰越金の前年度繰越金を増額するものです。

以上で一般会計補正予算、第4号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（宮澤 健君）

ここで暫時休憩とします。再開は11時15分からとします。

（午前11時04分 休憩）

（午前11時15分 再開）

議長（宮澤 健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

それでは、議案第30号、令和4年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、内容の説明をいたします。

恐れ入りますが、議案書の55ページをお願いいたします。

初めに、歳出でございます。

1款1項1目・一般管理費のうち3節、4節、18節は職員3名の人件費であり、4月の人事異動を反映したことによる増減額を補正するものでございます。

12節の調整交付金システム改修委託料16万5,000円は、国民健康保険税の未就学児均等割軽減による電算システムを対応させるための改修費用でございます。これは未就学児の被保険者を有する世帯主に対する当該未就学児の均等割課税額の2分の1を軽減する制度が本年の4月に施行されたことに伴い、当該減額分につきまして、国から2分の1、県から4分の1が財政措置されることになり、その算定に必要な電算システムを改修するものでございます。

5款3項1目・保健指導事業費の2節、3節、4節、18節は、保健センター勤務職員4名の人件費であり、1款の人件費と同様の内容でございます。

8款1項・償還金及び還付加算金、1目22節・償還金利子及び割引料80万5,000円は、過年度分の保険税過誤納還付金の予算不足に伴う増額分でございます。

2項・延滞金、1目22節・償還金利子及び割引料9,000円は、過年度分の保険税過誤納還付金に付随して還付する延滞金の予算不足に伴う増額分でございます。

す。

続きまして、歳入でございます。議案書の54ページをお願いいたします。

4款2項・国庫負担金、1目1節・療養給付費等負担金2万6,000円は、過年度、平成28年度及び平成29年度分の追加交付に伴い、歳入予算を計上するものでございます。

5款1項・県補助金、1目2節・特別交付金16万5,000円は、歳出で説明しました調整交付金システム改修費用に対する国の財政措置分を県特別交付金に計上するものでございます。

7款1項1目3節・職員給与費等繰入金345万4,000円は、歳出における人件費等の増額分として一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

8款1項1目1節・前年度繰越金78万8,000円は、不足額を補うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、議案第31号、令和4年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）について、内容をご説明申し上げます。

議案書の63ページをお願いいたします。

歳出よりご説明申し上げます。

1款・事業費13万8,000円の減額補正は、1項1目・一般管理費で共済組合負担金及び総合事務組合負担金の率の改定等による人件費について、減額補正をするものでございます。

以上の結果、歳出補正額は13万8,000円の減額、歳出合計で2,301万6,000円となります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。62ページをお願いいたします。

2款・繰入金13万8,000円の減額については、歳出補正で計上した人件費等について一般会計繰入金を減額するものでございます。

以上の結果、歳入補正額は13万8,000円の減額、歳入合計で2,301万6,000円となります。

以上で、令和4年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

続いて、議案第32号、令和4年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第1号）について内容をご説明申し上げます。

議案書の69ページをお願いいたします。

歳出よりご説明申し上げます。

1款・総務費2万9,000円の増額補正は、1項1目・一般管理費で、職員の異動等とシステム改修委託料について、増額補正するものでございます。

3款・地域支援事業費9万5,000円の減額補正は、3項1目・包括的支援事業費で、職員の異動等により給料、手当、共済費等の人件費について減額補正するものでございます。

5款・諸支出金6,004万2,000円の増額補正は、1項2目・償還金で、令和3年度分の介護給付費及び地域支援事業費等の確定清算による国・県・社会保険診療報酬支払基金への返還金として4,513万8,000円。2項1目・一般会計繰出金で、令和3年度分の介護給付費及び地域支援事業費等の確定清算による一般会計の返還金として1,490万4,000円を増額補正するものでございます。

以上の結果、歳出補正額は5,997万6,000円の増額、歳出合計で15億8,123万4,000円となります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。68ページをお願いいたします。

7款・繰入金16万4,000円の増額補正は、1項2目・地域支援事業繰入金で9万5,000円の減額と、1項3目・その他一般会計繰入金2万9,000円の増額で、歳出補正で計上した人件費等について一般会計繰入金を計上するものでございます。

1項4目・低所得者保険料軽減繰入金23万円は、令和3年度清算による追加交付分として増額補正するものでございます。

8款・繰越金5,981万2,000円の増額補正は、令和3年度分の介護給付費等の清算による返還金等で不足する財源について、前年度繰越金をもって充てるものでございます。

以上の結果、歳入補正額は5,997万6,000円の増額、歳入合計で15億

8, 123万4, 000円となります。

以上で、令和4年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（宮澤 健君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

7番、花香孝彦君。

7番（花香孝彦君）

議案第29号、47ページをお願いいたします。

最後、12款1項1目24節・積立金、財政調整基金積立金3億円と公共施設整備基金積立金2億円について、伺わせていただきます。

この積立については、地方財政法により剰余金の半分を財調などの基金に積み立てなければならない、また、公共施設等総合管理計画のとおり、将来の公共施設の整備の不足額や多額の更新費が必要な年度の偏りを平準化するためと考えます。

その上で、二つの基金について3点の質問をいたします。

1点目、現在の積立額の確認。2点目、今後も積み増すとして何億円まで積み上げる予定なのか、上限額の確認。3点目、基金の目的として、近年中に計画されている公共施設等の更新や大規模改修の予定について。

以上3点、伺わせていただきます。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

それでは、ただいまご質問のありました1番目の質問であります、現在の積立額の確認についてでございますが、財政調整基金の残高は9億481万3,000円、公共施設整備基金の現在高は1億5,378万7,000円となっております。

今回の補正予算計上額を積み立てますと、財政調整基金は12億481万3,000円。公共施設整備基金は3億5,378万7,000円となります。

2番目の、今後も積み増す予定かとのことですが、今回積み立てる財政調整基金、公共施設整備基金の財源は、令和3年度の実質収支の約半分としておりますが、実質収支が大きくなった要因としまして、交付税の増額が主な要因となっております。

東庄町は、財政力が強固とは言えず、また、近年の災害の激甚化やいまだ先の見えない感染症、交付税措置があるものの年々増加している地方債償還額などを考慮し、今後も財政調整基金を積み増すことも考えられます。上限額は、設けておりません。

3番目の質問の基金の目的、近年中に計画されている公共施設等の更新や、大規模改修の予定についてでございますが、それぞれの基金の目的が、財政調整基金は年度間の財政調整基金に充てるものということで、大規模災害などの予期せぬ事態が発生した場合や、普通建設事業などの一時的な支出の増額などに充てるものとなっております。

また、公共施設整備基金は、公共施設の整備の基金に充てるためということで、使途が限定されております。なお、公共施設整備基金については、本年度実施する公共施設等総合管理計画の見直しを基に、検討したいと考えております。

現時点で分かっているものとしましては、来年度は中学校の大規模改修が予定されております。

私からは以上です。

議長（宮澤 健君）

7番、花香孝彦君。

7番（花香孝彦君）

基金を積み立てることが適切な会計処理ではありますけれども、二つの基金を合わせますと約15億円となり、また、大規模改修の予定などが、先程も中学校の改修という話がありましたけれども、その後の改修の予定はまだ大分先の大規模改修の予定であると考えておりまして、まだ先であるのであれば、総合計画などの大きな計画には明記してありますが、今まで実施出来なかった投資的な施策、例えば神栖市への新しい橋、南ルートなど、スポーツ施設の整備や道の駅などの特産品の販売場などの将来へ投資していただけるように再検討していただきたいと思っております。

議案への質疑の範囲を超えているかもしれませんが、今後、一般質問を行うなど考え、今回は意見としまして、答弁をいただけるのであればお願いいたします。質問を終わりにいたします。よろしくお願いたします。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

基金につきまして、用途に従って使っていくものでございます。投資的な事業、建設事業に限らず、ソフト面を含め、地域振興に対して検討していくものでございます。今後も適正な予算執行に努めてまいります。

私からは以上です。

議長（宮澤 健君）

12番、山崎ひろみ君。

12番（山崎ひろみ君）

37ページ、総務費の地域活性化起業人負担金の事業の細かい内容が分かれば教えていただきたいのですが。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

先程申し上げました合同会社DMMドットコム、こちらより今回、アドバイザーという形で東庄町にとって、今後活性化を図るに当たって、どのようなことが必要かということで、月5日間ではありますが、こちらに来ていただいて、いろいろな検証をしていただくこととなっております。

地域起業人につきましては、先にこちらからこういう仕事をしてくださいということもあるのですが、今回、東庄町においては、まず企業の民間の視点で見てくださいまして、いろいろと町のPRや、今後必要と思われる政策など、また事業等につきましてご意見をいただくアドバイザー的な仕事となっております。

以上です。

議長（宮澤 健君）

12番、山崎ひろみ君。

12番（山崎ひろみ君）

アドバイザーというのはちょっと微妙で難しいんですけども、職員とのやり取りをするのか、町に入り込んで全て見て、活性化のためのあれなんでしょうけれども、これは国の特別交付税ですので、国から派遣というか、派遣費用が全部出ているということによろしいんですね。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

おっしゃられるように国から全額支給となります。まずは職員と地域を見て回る
ことから始まりますが、この事業が進むにあたっては、町民の中に入って、いろい
ろ聞いていただき、町民とタイアップして行うということも考えられると思ってお
ります。

以上です。

議長（宮澤 健君）

他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第29号、令和4年度東庄町一般会計補正予算（第4号）を採決し
ます。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号、令和4年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号、令和4年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号、令和4年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第32号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は午前1時とします。

（午前11時34分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（宮澤 健君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10、認定第1号、令和3年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第17、認定第8号、令和3年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会決算認定についてまで、以上8案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（宮澤 健君）

本決算について、提出者から説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

ただいま一括議題となりました認定第1号から認定第8号まで、一般会計他、特別会計5件及び企業会計2件、併せて8会計の令和3年度決算について、その提案理由を申し上げます。

なお、地方自治法第233条第3項並びに地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員さんの意見を付してございます。よろしくご審議をいただきまして、認定くださるようお願いを申し上げます。

最初に、認定第1号、令和3年度一般会計の決算について申し上げます。

令和3年度の一般会計当初予算は、歳入歳出それぞれ57億4,200万円でしたが、8億3,495万8,000円の追加補正の結果、最終予算は65億7,695万8,000円となり、前年度からの繰越事業費繰越額2億7,471万7,000円を加算しますと予算現額は歳入歳出それぞれ68億5,167万5,000円となりました。令和2年度の予算現額は90億4,749万4,000円でしたので、比較しますと21億9,581万9,000円の減額となっております。

続いて、歳入歳出の決算状況でございますけれども、歳入においては71億2,341万8,000円が収入されており、前年度比15億7,959万2,000円、18.1%の減となっております。このうち町税などの一般財源は50億9,301万3,000円、歳入に占める比率は71.5%、分担金及び負担金などの特定財源は20億3,040万5,000円、歳入に占める比率は28.5%となっております。

一方、歳出では61億552万5,000円が執行されており、前年度と比べ20億9,502万9,000円、25.5%の減となっております。

歳入から歳出を差し引きました形式収支は10億1,789万3,000円となり、繰越明許により翌年度へ繰り越すべき財源が5,140万4,000円でしたので、実質収支は9億6,648万9,000円となりました。

決算の減額の主な要因であります、令和2年度にありました特別定額給付金など事業によるものとなっております。

それでは、歳入歳出それぞれ、特筆されるものを申し上げます。

最初に歳入でございますけれども、町税全体の決算額は14億7,635万4,000円となっております。町税につきましては、1,418万3,000円、1.

0%の増となりました。

次に、地方交付税ですが、普通交付税の追加交付などにより、前年度と比べ2億8,279万8,000円の増、22億2,652万1,000円となっております。

続いて、国庫支出金ですが、特別定額給付金などの影響により、13億3,854万円減の9億8,240万8,000円の決算となりました。

次に、繰越金でございますが、前年度と比べて1億8,513万9,000円減の5億245万6,000円の決算額となりました。

歳入の最後、町債は、前年度より4億1,550万円減の5億6,490万円となっております。

続きまして、歳出決算について、増減額の大きなものを申し上げます。

初めに、総務費でございますが、庁舎の多目的ホールの整備やサテライトオフィス開設支援事業などにより、前年度比7,502万6,000円の増、7億6,941万3,000円の決算となっております。

次に、民生費では、特別定額給付金などの影響によりまして、前年度と比較し11億4,194万3,000円減の18億5,703万8,000円の決算となりました。

次に、商工費では、令和2年度に実施をいたしました中小企業再建支援金などの影響により、前年度比9,437万5,000円減の3億1,011万1,000円となっております。

次に、教育費では、給食センター建設工事が終了したことにより、前年度と比較し7億88万4,000円減の8億102万3,000円となっております。

次に、諸支出金では、年度内に財政調整基金の新規積立を行いませんでしたので、前年度比2億5,115万5,000円減の788万7,000円となりました。

以上、一般会計決算の主なものについて申し上げます。

続いて、認定第2号、令和3年度東庄町国民健康保険特別会歳入歳出決算について申し上げます。

歳入総額は18億6,715万4,000円で、前年度より3,987万7,000円減、一方、歳出総額は前年度より5,129万9,000円減の16億5,097万7,000円で、歳入歳出差引額は2億1,617万7,000円であり

ました。

続いて、認定第3号、令和3年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

歳入総額は1億8,052万7,000円で、前年度より474万6,000円増、そして一方、歳出総額は前年度より420万4,000円増の1億7,956万6,000円で、歳入歳出差引額は96万1,000円でありました。

続いて、認定第4号、東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

歳入につきましては、主に食肉センターの事業収入となっておりますが、前年度と比較いたしますと処理頭数は149頭の増となり、歳入総額では1,119万5,000円増の1億6,552万円となりました。

一方、歳出につきましては、事業費として9,245万円支出の他、積立金として1,800万5,000円を財政調整基金として積み立てるなど、歳出合計では1億2,045万5,000円となりました。前年度より123万9,000円の増となっております。

また、平成19年度より指定管理者制度の導入により、施設の管理運営を食肉センター事業協同組合が実施をしております。

続いて、認定第5号、訪問看護ステーション特別会計決算について申し上げます。

令和3年度の訪問看護ステーション歳入決算の総額は、2,813万2,000円、前年度比20.4%の増となりました。

増額の主な要因は、事業収入及び繰入金の増加によるものでございます。

また、歳出決算の総額は2,239万1,000円、前年度比2.4%増となりました。

以上、差引の収支で574万1,000円の黒字となっております。

続いて、認定第6号、介護保険特別会計決算について申し上げます。

令和3年度は第8期介護保険事業計画3ヶ年の初年度でございました。

歳入決算の総額は、15億7,073万1,000円、前年度比5.4%の増となりました。

また、歳出決算の総額は、14億3,296万3,000円、前年度比3.8%の増となりました。

増額の主な要因であります。保険給付費及び国・県・一般会計への令和2年度分の補助金等返還金による諸支出金の増額によるものでございます。

以上、差引の収支で1億3,776万8,000円の黒字となりましたが、令和4年度に清算を行いますと、実質的な余裕資金は7,800万円程度となる見込みでございます。

続いて、認定第7号、令和3年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について提案理由を申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、剰余金の処分について議会の議決を求めると共に、同法第30条第4項の規定に基づき、決算について議会の認定に付すものでございます。

まず、決算につきましては、収益的収入は4億4,591万8,000円、収益的支出は3億8,480万8,000円となり、収支差引では6,111万円の純利益となっております。

次に、資本的収支では、収入は401万5,000円で、支出として建設改良費、固定資産取得費、企業債償還金を合わせて2,068万2,000円となっております。

次に、令和3年度末における給水戸数であります。4,003戸、給水人口は1万1,346人となっております。

また、当年度末処分利益剰余金、純利益分の処分については議会の議決を求めるものであります。

続いて、認定第8号、令和3年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定について提案理由を申し上げます。

病院事業につきましては、内科医師4名の診療体制と合わせて非常勤医師によります整形外科、循環器内科の診療を実施いたしました。

また、介護療養型医療施設として、施設入所サービス、居宅療養管理の他、訪問リハビリ、通所リハビリを実施しております。

令和3年度の経営状況を見ますと、前年度に比べ入院延べ患者数で5.9%の増、外来延べ患者数では8.6%の減となっております。

決算の内容では、収益的収支の収入が10億5,153万2,000円に対し、支出が10億3,613万7,000円で、1,539万5,000円の純利益と

なりました。

次に、資本的収支でございますが、収入が3,912万6,000円に対し、支出が1億640万1,000円で、不足する6,727万5,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金をもって補填をしたところでございます。

以上、一般会計をはじめ、8会計の決算につきまして、認定をいただくにあたりまして、提案理由を申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長、事務長から説明をいたさせます。ご審議の上、可決認定くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

それでは、令和3年度一般会計の決算について、その内容をご説明申し上げます。

説明につきましては、お手元に配付してございます決算参考資料に基づきまして、説明させていただきたいと思っております。

恐れ入りますが、1ページをお願いいたします。

一般会計の決算の状況ですが、（1）決算規模は、歳入の総額が71億2,341万8,000円、歳出の総額では61億552万5,000円となりまして、前年度と比較しますと歳入では15億7,959万2,000円、18.1%の減となり、歳出では20億9,502万9,000円、25.5%の減となりました。

（2）決算収支の状況ですが、歳入決算額から歳出決算額を差し引きました形式収支では、アといたしまして、10億1,789万3,000円となりました。このうち令和4年度への繰越事業の一般財源として、イの欄の5,140万4,000円がございまして、これを差し引まして、ウの欄の9億6,648万9,000円が実質収支の額となっております。

この実質収支の額から令和2年度の実質収支の額を差し引きましたものが単年度収支として、エの欄の4億9,652万3,000円となります。

次のオ並びに一つ置いたキの欄は、財政調整基金の積立並びに取崩しの決算額でございまして、オの積立額は利子分で1万3,000円、キの積立金取崩額はありませんでした。

一つ戻りまして、カ町債の繰上償還額につきましてもございませんでした。

この結果、単年度収支の額エに財政調整基金への積立金オの額を加えた額が実質単年度収支クの欄となり、4億9,653万6,000円となりました。

それでは、歳入歳出の決算状況について申し上げます。なお、この後、予算決算常任委員会へ付託される予定と聞いておりますので、私からは主立ったものを申し上げますので、あらかじめご了承をいただきたいと思えます。

最初に歳入決算について申し上げますので、第1表をお願いいたします。

歳入決算の総額71億2,341万8,000円のうち町税をはじめとする一般財源の総額は50億9,301万3,000円で、歳入決算の71.5%を占めております。残りの28.5%は特定財源で、国庫及び県支出金などの20億3,040万5,000円となっております。

1款の町税の決算額は14億7,635万4,000円で、前年度より1,418万3,000円、1.0%の増となっております。法人住民税の増によるものです。

次の2款の地方譲与税の決算額は7,654万3,000円で、対前年度114万3,000円、1.5%の増となっております。これは地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税の増によるものです。

次の3款の利子割交付金の決算額は、102万8,000円、対前年度19万3,000円、15.8%の減となっております。

次に4款の配当割交付金及び5款の株式等譲渡所得割交付金ではありますが、この二つの交付金につきましては、上場株式の配当及び譲渡益に対して課される税を原資に交付されるものでございます。配当割交付金は、決算額1,063万円、対前年度330万4,000円の増となり、株式等譲渡所得割交付金は、決算額1,340万5,000円、対前年度445万8,000円の増となっております。

6款の法人事業税交付金は、決算額1,624万8,000円、対前年度911万円の増となりました。

7款の地方消費税交付金は、決算額3億767万3,000円、対前年度2,202万9,000円の増となりました。

8款はゴルフ場利用税交付金で、決算額は1,225万3,000円、対前年度204万3,000円の増となっております。

9 款は環境性能割交付金で、決算額は 9 8 7 万 8, 0 0 0 円、対前年度 5 0 万 5, 0 0 0 円の増となりました。

1 0 款の地方特例交付金は、決算額 1, 7 2 3 万 7, 0 0 0 円、対前年度 3 9 3 万 5, 0 0 0 円の増となりました。

次に、歳入決算総額の 3 1. 3 % を占めております 1 1 款の地方交付税でございます。普通交付税で 2 億 6, 6 5 5 万 6, 0 0 0 円、特別交付税で 1, 6 3 2 万 8, 0 0 0 円の増となり、総額で前年度から 2 億 8, 2 7 9 万 8, 0 0 0 円の増、決算額は 2 2 億 2, 6 5 2 万 1, 0 0 0 円となりました。

次に、1 2 款の交通安全対策特別交付金は、決算額が 2 3 6 万 2, 0 0 0 円、対前年度 3 万 5, 0 0 0 円の減となりました。

1 3 款の分担金及び負担金は、決算額 7, 3 1 1 万 4, 0 0 0 円、対前年度 9 0 5 万 2, 0 0 0 円の増となりました。

次の 1 4 款の使用料及び手数料は、決算額 2, 9 6 7 万 1, 0 0 0 円、対前年度 2 7 6 万円の増となっております。

1 5 款の国庫支出金は、決算額 9 億 8, 2 4 0 万 8, 0 0 0 円、対前年度 1 3 億 3, 8 5 4 万円の減となっております。特別定額給付金の終了などによる減額となっております。

1 6 款の県交付金は、決算額 4 億 5, 6 8 3 万 1, 0 0 0 円、対前年度 2, 9 1 9 万 5, 0 0 0 円の減となりました。

1 7 款の財産収入は、決算額 1 9 1 万 2, 0 0 0 円、対前年度 3 0 万 4, 0 0 0 円の減となりました。

1 8 款の寄附金は、決算額 1, 1 5 0 万 3, 0 0 0 円、対前年度 6 0 3 万 3, 0 0 0 円の減となりました。

1 9 款の繰入金は、決算額 3, 3 0 7 万円、対前年度 1, 9 5 7 万 8, 0 0 0 円の増となっております。

2 0 款の繰越金は、決算額 5 億 2 4 5 万 6, 0 0 0 円、対前年度 1 億 8, 5 1 3 万 9, 0 0 0 円の減となりました。

2 1 款・諸収入ですが、決算額は 2 億 9, 7 4 2 万 1, 0 0 0 円で、対前年度 2, 0 4 5 万 1, 0 0 0 円の増となりました。とうのしょうサイクリングデー事業貸付金返還金やスポーツ振興くじ助成金が増額の主な要因となっております。

歳入決算の最後は、22款の町債でございます。決算額は5億6,490万円で、臨時財政対策債として2億1,800万円を発行しております。また、特定財源としまして、過疎対策事業債ですが、ソフト分としまして4,160万円、ハード分としまして3億530万円、合計3億4,690万円となっております。全体を前年度と比較しますと4億1,550万円の減となっております。

なお、令和3年度末の地方債現在高については、後ほどご説明を申し上げます。

以上、歳入決算の総額は、71億2,341万8,000円となりまして、前年度と比べ15億7,959万2,000円、18.1%の減となりました。

続きまして、2ページをお願いいたします。

上の表でございますが、ただいま申し上げました歳入決算につきまして、左半分では一般財源と特定財源に、そして右半分では自主財源と依存財源に分けて、その状況を表にしたものでございます。後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

それでは次に、歳出決算の説明に入らせていただきます。

第2表、令和3年度歳出決算の総額は、61億552万5,000円となりまして、令和2年度と比較しますと20億9,502万9,000円、25.5%の減となっております。

目的別歳出決算の状況は、第2表のとおりでございますが、歳出決算総額に対しまして構成比の高い順に見てみますと、3民生費が18億5,703万8,000円、30.4%で最も高く、次に4衛生費が8億4,900万2,000円、13.9%、3番目が9教育費の8億102万3,000円、13.1%、以下総務費、土木費、公債費の順となっております。

それでは、順を追ってご説明申し上げます。

最初に、1款・議会費でございますが、決算額8,030万8,000円で、対前年度24万円、0.3%の減となりました。

続いて、2款の総務費では、決算額7億6,941万3,000円で、対前年度7,502万6,000円、10.8%の増となっております。庁舎多目的ホールの整備やサテライトオフィス等、開設支援事業補助金などにより増額となっております。

次は、3款の民生費ですが、決算額18億5,703万8,000円で、対前年度11億4,194万3,000円、38.1%の減となっております。定額給付

金や子ども・子育て応援給付金の終了などにより減額となっております。

次に、4款の衛生費ですが、決算額8億4,900万2,000円で、対前年度6,116万3,000円、7.8%の増額となっております。新型コロナウイルスワクチン接種などにより増額となっております。

次に、5款の農林水産業費の決算額は3億2,559万7,000円で、対前年度5,191万5,000円、13.8%の減額となりました。

被害農業施設等復旧支援事業補助金などの減少によるものとなっております。

続いて、6款は商工費でございます。決算額は、3億1,011万1,000円で、対前年度9,437万5,000円、23.3%の減となっております。前年度観光対策や中小企業対策などの支出があったことによるものです。

続きまして、7款の土木費ですが、決算額4億911万8,000円、対前年度478万9,000円、1.2%の増となりました。

8款は消防費でございます。決算額2億8,707万3,000円、対前年度1,522万1,000円、5.6%増となっております。香取広域市町村圏事務組合の負担金で、常備消防が増額決算となっております。

次に、9款の教育費について申し上げます。決算額8億102万3,000円、対前年度比7億88万4,000円、46.7%減となりました。給食センターの建設事業の終了などが減額の主な要因となっております。

次の10款・災害復旧費ですが、決算額は187万7,000円、対前年度460万9,000円の減となっております。

次に、11款・公債費について申し上げます。公債費の決算額は4億707万8,000円となり、前年度と比較しまして610万7,000円の減となっております。なお、起債の残高や償還額の状況については後ほどご説明申し上げます。

歳出決算の最後は、12款の諸支出金でございます。決算額は788万7,000円となりまして、2億5,115万5,000円の減となりました。基金への新規積立がなかったため、減額となっております。

以上、一般会計の目的別歳出の状況についてご説明いたしました。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出決算について、性質別の状況を示したものでございます。

それでは、消費的経費と投資的経費について、その決算額及び構成比を見てみま

すと、消費的経費は43億9,249万3,000円で構成比が71.9%、投資的経費は6億2,895万1,000円、10.3%の構成比となっております。

また、前年度と比較しますと、消費的経費の決算額では12億286万7,000円の減、投資的経費では6億5,392万6,000円の減となっております。

それでは、性質別の歳出決算について、第3表で見たいと思います。

まず、消費的経費のうち人件費の決算額は9億7,344万7,000円、前年度と比べますと2,567万円、2.7%の増となりました。

消費的経費の2番目は物件費で、決算額は9億943万8,000円、前年度と比べ875万4,000円の増、率にしますと1.0%の増となっております。

3番目は、維持補修費で、決算額は864万1,000円で、前年度と比べ449万4,000円の減となっております。

4番は、扶助費でございまして、決算額は10億3,844万1,000円、対前年度2億6,549万3,000円、34.3%の増となっております。住民税非課税世帯等臨時特別給付金や子育て世帯への臨時特別給付金による増額となっております。

消費的経費の最後は、補助費等でございます。決算額は14億6,252万6,000円となり、前年度と比較しますと14億9,829万円、50.6%の減となっております。特別定額給付金や被害農業施設等復旧支援補助金などが終了したことによる減額となりました。

人件費から、ただいま申し上げました補助費等まで、消費的経費の決算額合計は、先程申し上げましたように43億9,249万3,000円となりました。前年度と比較しますと12億286万7,000円の減となりました。

次に、投資的経費のうち普通建設事業ですが、6億2,707万4,000円の決算となり、前年度決算より6億4,931万7,000円、50.9%の減となりました。給食センターの建設事業などが終了したことにより減額となっております。

次の災害復旧事業につきましては、目的別歳出の災害復旧費でも申し上げました内容と同様で187万7,000円の決算額となっております。

続いて、公債費ですが、こちらも目的別歳出の公債費と同様で4億7,700万8,000円の決算額となっております。

次に、投資及び出資金・貸付金でございます。決算額は8,401万5,000円となっております。

続きまして、積立金でございますが、決算額は788万8,000円となりました。

性質別決算の最後は、繰出金でございます。決算額は5億8,510万円となりました。

以上、人件費から繰出金まで性質別歳出決算の内容を申し上げます。

次のページ、4ページから5ページにかけての円グラフは、今まで申し上げました一般会計の決算についてグラフ化したものでございますので、後ほど参照いただきたいと思っております。

それでは、5ページ下の財政構造についてご説明いたします。

地方公共団体の財政力を示す数値として用いられます財政力指数は、地方交付税法の規定に基づきまして算出される基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3ヶ年平均で表します。東庄町における令和3年度の財政力指数は0.442となりまして、令和2年度の指数0.466と比べますと0.024ポイント減少しております。

次に、財政構造の弾力性を表します経常収支比率でございますが、性質別経費の経常経費充当一般財源を経常一般財源で除して得ます。この数値は81.2%で、前年度の85.3%より4.1%改善しております。

また、この数値の計算式において分母となる経常一般財源から臨時財政対策債を除いた経常収支比率は85.6%で、前年度より3.5%改善しております。経常収支比率は令和3年度は改善されましたが、依然増加傾向であり、今後も更なる経常経費の節減、合理化を図り、経常収支比率の抑制に努めなければならないと考えております。

次の6ページでは、過去5年間の一般会計歳入歳出決算について、その規模をグラフにしてございます。後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

それでは、大変恐縮ですが、76ページをお願いいたします。

この表は、令和3年度末現在の町債の現在高を表にしたものでございます。一般会計における町債の現状につきまして、借入先・事業ごとに令和3年度末と令和2年度末の残高を次の77ページにわたって列記してございます。77ページの一番

下の合計欄で見ていただきたいと思います。令和3年度末現在の残高は、元金が4億7,383万7,000円、これに利子の残高4,500万2,000円を合わせますと合計4億1,883万9,000円となっています。令和2年度末の元利計の現在高と比べて1億6,646万4,000円の増加となりました。また、この額を単純に令和3年度末の住民基本台帳人口1万3,287人で割り返してみますと、一人当たり36万3,000円という数字になります。この数字は前年度一人当たり34万3,000円と比べ2万円増加した計算になります。

次の78ページでは、水道事業会計並びに病院事業会計の企業債の状況を表にしたものでございます。

次に、その下の表で債務負担及び損失補償の状況について申し上げます。

区分欄に記載のように全て債務負担でございまして、損失補償はございません。将来にわたって支出が伴います債務負担の状況でございますが、全部で9件記載させております。

7件におきましては、前年度から引き続けているものでございまして、下から2段目、ホームページリニューアル業務、戸籍システムリプレイス事業の2件につきましては、令和3年度に新たに設定したものととなります。

9件合計しまして、令和3年度末で5億1,816万1,000円となっております。

それでは、大変恐縮ですが、決算書本冊の方をお願いいたします。

358ページをお願いいたします。

こちらの財産に関する調書について申し上げます。

まず1番、公有財産でございますが、土地及び建物につきまして、旧神代小学校について行政財産だったものを普通財産に変更したもので、次の359ページで、同面積分減少となっております。

続いて、360ページの(3)出資による権利ですが、これは前年度末現在高との増減はありません。

続きまして、2番、物品について申し上げます。

決算年度中の増減ですが、パーソナルコンピュータについて4台増となっております。

続きまして、361ページをお願いいたします。

最後になりますが、3番、基金、(1)特定目的基金の①一般会計について申し上げます。

変更のありました奨学基金では、指定寄附200万円の積立を行い、奨学基金事業の交付金として150万円の取崩しを行いましたので、結果として50万円の増額となり、年度末残高は724万円となりました。

次のふるさと応援基金ですが、ご寄附をいただきました550万5,000円を新規に積立て、令和元年度にご寄附いただいた262万9,000円を取り崩しましたので、前年度末残高は1,185万6,000円となりました。

一般会計の最後は森林環境基金で、森林環境譲与税を財源として29万4,000円を積立て、前年度末残高は135万8,000円となっております。

以上、一般会計の決算について申し上げましたが、詳細につきましては、予算決算常任委員会におきまして説明があらうかと思っておりますので、私の方からは以上で終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（宮澤 健君）

町民課長、香取康成晃君。

町民課長（香取康成君）

それでは、認定第2号、令和3年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算の参考資料62ページをお願いいたします。

(1)決算状況でございますが、上段の円グラフにつきましては、令和3年度の歳入歳出各区分の構成比率を示したものでございます。

歳入総額は18億6,715万4,000円、前年度比3,987万7,000円、2.1%の減額でございます。

歳出総額は16億5,097万7,000円、前年度比5,129万9,000円、3.0%の減額となりました。

歳入合計から歳出合計を差し引きしますと、2億1,617万7,000円の黒字決算となっております。

それでは、歳入の主なものをご説明いたします。

1款・国民健康保険税は決算額3億6,920万9,000円で、前年度比1,193万2,000円、3.1%の減となっております。減額の要因は、被保険者

数の減少に伴う課税額の減少によるものでございます。

4款・国庫支出金は、決算額17万7,000円で、前年度比130万7,000円、88.1%の減となっております。減額の要因は、令和2年度にマイナンバーカードの保険証利用に伴うシステム改修に係る国庫補助金の交付を受けておりましたが、令和3年度ではその分が減額となったものです。

5款・県支出金は、決算額11億5,036万6,000円で、前年度比5,332万3,000円、4.9%の増となりました。増額の要因は、令和2年度に新型コロナウイルスの受診控えによる医療費の減少で、普通交付金が大幅に減額となっておりますが、令和3年度には受診数が回復傾向に転じたことに伴い、普通交付金が例年並みの交付額となったことによるものです。

7款・繰入金は、決算額1億3,195万1,000円で、前年度比7,491万9,000円、36.2%の減となっております。減額の要因は、年度当初に生じる歳出に対する原資として令和2年度までは国民健康保険財政調整基金から毎年7,000万円を繰り入れ、年度末に同額を再び基金に繰り出しておりましたが、令和3年度からはこの繰入れを取りやめたことによる収入減でございます。

9款・諸収入は、決算額1,061万8,000円で、前年度比1,207万8,000円、53.2%の減となっております。減額の要因は、第三者行為の損害賠償金の収入減によるものです。

次に、歳出の主なものをご説明いたします。

2款・保険給付費は、決算額11億1,856万9,000円で、前年度比8,486万3,000円、8.2%の増となりました。増額の主な要因は、令和2年度に新型コロナウイルスによる受診控えで、医療費が減少したことに対し、令和3年度には受診数が回復傾向に転じ、例年並みとなったことによるものです。

3款・国民健康保険事業費納付金は、決算額4億4,309万7,000円、前年度比2,592万8,000円、5.5%の減となりました。これは県への納付金で、減額の要因は、被保険者数の減少に伴うものでございます。

5款・保健事業費は決算額5,022万2,000円で、前年度比472万2,000円、10.4%の増となりました。増額の主な要因は、新型コロナウイルスの影響で令和2年度には特定健診などの健康増進事業にかかる費用が減額となったことに対し、令和3年度には各種事業費の支出額が一昨年並みとなったことによるものです。

6 款・基金積立金は決算額 3, 0 0 0 円で、前年度比 7, 0 0 4 万 8, 0 0 0 円、ほぼ 1 0 0 % 近くの減となりました。減額の要因は、令和 2 年度まで実施していた財政調整基金の年度当初の繰入れと年度末の繰出しによる積立を取りやめたことにより、支出額が基金の預金利子のみとなったことによるものです。

なお、令和 3 年度末の基金残高は 2 億 4, 0 2 5 万 9, 0 0 0 円で、決算書本冊の 3 6 1 ページに記載しておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思えます。

次に、6 3 ページをお願いいたします。

6 3 ページから 6 5 ページまでは、過去 5 年間の決算額の推移、被保険者一人当たりの療養諸費用額の推移、被保険者一人当たり保険税額の推移、保険給付状況、被保険者の異動状況を掲載してございます。

国民健康保険につきましては、以上となります。

続きまして、認定第 3 号、令和 3 年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

同じく参考資料の 6 6 ページをお願いいたします。

決算の状況でございますが、歳入総額は 1 億 8, 0 5 2 万 7, 0 0 0 円、前年度比 4 7 4 万 6, 0 0 0 円、2. 7 % の増額でございます。

歳出総額は 1 億 7, 9 5 6 万 6, 0 0 0 円、前年度比 4 2 0 万 4, 0 0 0 円、2. 4 % の増額となりました。

歳入合計から歳出合計を差し引きますと 9 6 万 1, 0 0 0 円の黒字決算でございます。

では、歳入の主なものをご説明いたします。

1 款・後期高齢者医療保険料は、決算額 1 億 3, 6 4 0 万円で、前年度比 4 7 1 万円、3. 6 % の増となりました。

3 款・繰入金は、決算額 4, 2 8 9 万 1, 0 0 0 円、前年度比 9 万 8, 0 0 0 円、0. 2 % の増となりました。

内訳は、一般会計からの保険基盤安定繰入金 4, 1 2 9 万 1, 0 0 0 円と事務費繰入金 1 6 0 万円でございます。

1 款と 3 款で歳入全体の 9 9. 4 % を占めております。

次に、歳出の主なものをご説明いたします。

1 款・総務費は、決算額 1 8 7 万 7, 0 0 0 円で、前年度比 8 万 3, 0 0 0 円、4. 6 % の増となりました。後期高齢者医療に係るコンピュータの使用料等の事務費でございます。

2 款・後期高齢者医療広域連合納付金は、決算額 1 億 7, 7 5 7 万 8, 0 0 0 円で、前年度比 4 0 6 万 5, 0 0 0 円、2. 3 % の増となりました。これは後期高齢者医療保険の運営主体である千葉県後期高齢者医療広域連合に対して納付する負担金で、歳出全体の 9 8. 9 % を占めております。

なお、被保険者数は令和 3 年度末現在で 2, 6 4 6 人、前年度末と比較して 7 8 人、3. 0 % の増となっております。

なお、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の詳細につきましては、予算決算常任委員会において担当よりご説明を申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（宮澤 健君）

ここで暫時休憩とします。再開は 1 4 時 1 0 分からとします。

（午後 2 時 0 1 分 休憩）

（午後 2 時 1 0 分 再開）

議長（宮澤 健君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

農政担当課長、前田泰孝君。

農政担当課長（前田泰孝君）

それでは、認定第 4 号、東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算の内容についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、決算参考資料の 6 7 ページをお願いいたします。

2 3 番、食肉センター事業。初めに、（1）歳入歳出決算の状況でございますが、歳入の令和 3 年度決算額合計は、1 億 6, 5 5 2 万円であり、前年度、令和 2 年度決算額と比較いたしまして 1, 1 1 9 万 5, 0 0 0 円、率にいたしまして 7. 3 % の増となりました。増額の主な要因は、2 款・繰越金の増であります。

歳入、1 款の事業収入、3 年度決算額は、1 億 3, 0 4 0 万 6, 0 0 0 円で、前年度比 7 2 万 8, 0 0 0 円の増であります。食肉センターの各施設使用料の合計でございます。

2款・繰越金決算額は、3,510万8,000円、前年度比1,051万2,000円の増でございます。

3款・財産収入、決算額5,000円、財政調整基金の利子でございます。

4款・諸収入、決算額1,000円、歳計金預金利子であります。

続きまして、歳出でございますが、3年度決算額、合計1億2,045万5,000円であり、前年度比123万9,000円、1.0%の増となりました。

歳出、1款・事業費、3年度決算額9,245万円、前年度比172万円の減、食肉センターの業務管理委託料及び消費税などがございます。

2款・積立金決算額1,800万5,000円、前年度比295万9,000円、19.7%の増。食肉センター特別会計財政調整基金積立金でございます。

3款・諸支出金、決算額1,000万円、一般会計繰出金で前年度と同額でございます。

歳入合計から歳出合計を差し引きました4,506万5,000円が翌年度、令和4年度への繰越金となります。

次に、隣、68ページの(2)令和3年度産地別搬入頭数及び(3)年度別処理頭数の推移についてご説明いたします。

(2)産地別搬入頭数につきましては、68ページの円グラフのとおりとなっております。令和3年度搬入頭数合計10万9,857頭のうち東庄町が5万6,792頭で51.7%、旭市が3万6,765頭で33.5%。グラフのとおり東庄町と旭市が主な搬入産地となっております。

(3)処理頭数の推移につきましては、令和3年度処理頭数10万9,857頭は、令和2年度と比較いたしまして、149頭、0.1%の増となっております。なお、令和3年度の食肉センターの稼働日数は253日であり、一日平均処理頭数は約434頭となっております。

次に、財政調整基金についてご説明したいと思います。恐れ入りますが、決算書本冊の361ページをお願いいたします。

361ページ、3、基金、(1)特定目的基金のうち、中段の②特別会計の表でございます。内容の3行目、食肉センター財政調整基金でございますが、令和3年度は1,800万4,000円を積立いたしまして、令和3年度末残高が2億6,320万4,000円となっております。

以上で説明を終わります。詳細な内容につきましては、予算決算常任委員会にてご説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、認定第5号、令和3年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算について内容をご説明申し上げます。

決算参考資料の69ページをお願いいたします。

最初に、下段の（2）訪問看護利用状況でございますが、令和3年度の利用者数の合計は244人、延べ件数1,423件でございます。令和2年度と比較しますと利用者数の合計で52人、27.1%の増、延べ件数では合計で304件、27.2%の増となりました。

続いて、決算状況についてご説明いたします。

初めに、中段の表の歳入から申し上げます。

1款・事業収入は、1,367万3,000円、全体の48.6%、前年度との比較では298万8,000円、28.0%の増となりました。

増額の主な要因は、利用者数の増加によるものでございます。

2款・繰入金は、1,294万2,000円、全体の46.0%、前年度との比較では357万7,000円、38.2%の増となりました。

繰入金につきましては、一般会計からの繰入金でございます。

3款・繰越金は151万7,000円、全体の5.4%、前年度との比較では、180万6,000円、54.3%の減となりました。これは前年度からの繰越金でございます。

以上、歳入合計では2,813万2,000円、前年度との比較では475万9,000円、20.4%の増となりました。

次に、歳出について申し上げます。

歳出については、1款・事業費のみで2,239万1,000円、前年度との比較では、53万5,000円、2.4%の増となりました。

事業の内容ですが、職員3名の人件費がほとんどでございます。

以上の結果、歳入歳出差引574万1,000円の黒字となりました。これにつ

きましては、令和4年度への繰越しとなります。

以上で令和3年度訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第6号、令和3年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算について内容をご説明申し上げます。

決算参考資料の70ページをお願いいたします。

令和3年度は、第8期介護保険事業計画3ヶ年の初年度でありました。年々第1号被保険者数及び認定者数が増加しておりましたが、令和3年度は若干減少しております。

それでは、中段の表、歳入から主なものを申し上げます。

1款・保険料は、3億676万4,000円、全体の19.5%。前年度との比較では907万3,000円、3.0%の増となりました。

3款・国庫支出金から5款・県支出金につきましては、介護保険法で定められた保険給付費・地域支援事業費に対するそれぞれの負担金でございます。

3款・国庫支出金は3億4,077万1,000円、4款・支払基金交付金は3億6,951万9,000円、5款・県支出金は2億480万5,000円でございます。

合算しますと9億1,509万5,000円、全体の58.2%を占めており、前年度との比較では3,739万4,000円の増となっております。

7款・繰入金は2億3,943万8,000円、全体の15.3%、前年度との比較では363万4,000円、1.5%の減となりました。

内訳は、介護保険法で定められた介護給付費等の町負担分、職員給与費等の繰入金、低所得者保険料軽減繰入金でございます。

8款・繰越金は1億921万7,000円、全体の7.0%、前年度との比較では3,751万9,000円、52.3%の増となりました。

これは、前年度からの繰越金でございます。

以上、歳入合計では15億7,073万1,000円、前年度との比較では8,035万6,000円の増となりました。

続いて、歳出の主なものについて申し上げます。

1款・総務費は4,018万3,000円、全体の2.8%、前年度との比較で

は286万円、6.6%の減となりました。

主な内容としましては、職員4名分の人件費、システム使用料及び介護認定審査会などに要した費用でございます。

2款・保険給付費は13億1,056万4,000円、全体の91.5%と歳出の大部分を占めております。

前年度との比較では、2,045万9,000円、1.6%の増となりました。

主な内容としましては、居宅介護サービス費、施設介護サービス費、介護予防サービス費などの介護保険サービス利用に対する給付費用でございます。

なお、下段の表(2)保険給付状況にサービス別の件数、給付金額を記載してございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

3款・地域支援事業費は3,598万8,000円、全体の2.5%、前年度との比較では248万5,000円、6.5%の減となりました。

主な内容は、職員2名分の人件費、一般介護予防事業などに要した費用でございます。

5款・諸支出金は4,622万8,000円、全体の3.2%、前年度との比較では3,669万円の増となりました。

増額の主な要因は、前年度の介護給付費などの清算による国庫支出金等の返還金が増加したことによるものでございます。

以上、歳出合計は14億3,296万3,000円、前年度との比較では5,180万4,000円、3.8%の増となりました。

以上の結果、歳入歳出差引1億3,776万8,000円の黒字となりました。

なお、国庫支出金等の清算を令和4年度に行うわけですが、清算後における余裕資金は7,800万円程度になる見込みでございます。

続きまして、介護保険給付準備基金の状況について、ご報告いたします。決算書本冊の361ページをお願いいたします。

3、基金、(1)特定目的基金の中ほどの②特別会計の2段目に記載しております介護保険給付準備基金につきましては、令和3年度末に定期預金運用利子2,000円を積み立てており、年度末残高は1億2,056万1,000円となっております。

以上で令和3年度介護保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます

す。

なお、訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算及び介護保険特別会計歳入歳出決算の詳細につきましては、予算決算常任委員会でご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、認定第7号、令和3年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について、説明を申し上げます。

最初に決算につきまして、恐れ入りますが、決算参考資料の71ページをお願いいたします。

決算状況（1）公益的収入及び支出でございますが、収益的収入は4億4,591万8,000円で、前年度との比較では1,657万4,000円の増額となっております。収入のうち営業収益が3億6,087万2,000円で、内訳は、水道料金であります給水収益が3億5,141万1,000円で、収入全体に占める割合が78.8%、それと給水申込金・他会計負担金他が946万1,000円で、2.1%となっております。

営業外収益は8,503万6,000円で、内訳は一般会計からの高料金対策に対する補助金が4,500万円で10.1%、千葉県からの補助金が2,954万4,000円で6.6%、長期前受金戻入他が1,049万2,000円で2.4%となっております。

次に、収益的支出は3億8,480万8,000円で、前年度との比較では3,733万9,000円の増額となっております。

支出のうち営業費用が3億8,188万4,000円で、内訳は東総広域水道企業団への受水費が2億2,658万5,000円で、支出全体に占める割合が58.9%、減価償却費が5,820万円で15.1%、人件費が2,435万4,000円で6.3%、動力費・委託料他が7,274万5,000円で18.9%となっております。

営業外費用他は企業債の支払い利息等で292万4,000円で0.8%となっております。

次に、（２）資本的収入及び支出ですが、収入は町からの消火栓新規設置にかかる出資金が４０１万５，０００円でございます。

支出は総額２，０６８万２，０００円で、内訳は建設改良費が８５３万５，０００円、固定資産取得費が４１０万７，０００円、企業債償還金が８０４万円となっております。

建設改良費につきましては、配水管布設工事などによるものでございます。

収支の不足額１，６６６万７，０００円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額１１１万６，０００円及び減債積立金８０４万円及び過年度損益勘定留保資金７５１万１，０００円で補填をしております。

次に、経営状況の（１）の決算の推移ですが、平成２９年度から令和３年度までの５年間の収益的収支につきまして、下記の表のとおりでございます。令和３年度の収支では６，１１１万円の純利益となっております。

７２ページをお願いいたします。

（２）業務量でございます。令和３年度年度末給水人口は１万１，３４６人で、前年度と比較しまして１９５人の減、普及率は８５．４％で０．４％の増となっております。

年度末給水戸数は４，００３戸で１９戸の減、年間給水量は１６９万９，０８９立米で、９万２６２立米の増、年間有収水量は１５８万９，４６９立米で、５万９，５０３立米の増となっております。

有収率につきましては９３．５％で、前年度との比較では１．６ポイントの減となっております。

続きまして、剰余金の処理につきまして、決算書本冊の３１４ページをお願いいたします。

令和３年度東庄町水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

右の欄をご覧ください。未処分利益剰余金の当年度末残高は６，９１５万２８円で、これを議会の議決による処分として剰余金や資本金に組み入れるものでございます。

まず、建設改良積立金に当年度純利益分の６，１１１万５９４円を積立て、将来の水道施設更新工事に充てるものでございます。

次に、組入資本金に組み入れる額８０３万９，４３４円は、令和３年度企業債償

還元金分等で、これを資本金に組み入れるものでございます。

これらの処分内容について議会の議決をお願いするものでございます。

以上で水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について説明を終わります。

なお、水道事業会計の決算の詳細につきましては、予算決算常任委員会で改めて説明をいたします。よろしく願いいたします。

議長（宮澤 健君）

病院事務長、渡辺佳則君。

病院事務長（渡辺佳則君）

認定8号、令和3年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算について内容をご説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算参考資料の74ページをお願いいたします。

中段の令和3年度収益的収支の決算状況でございますが、収入総額10億5,153万2,000円、支出総額10億3,613万7,000円で、1,539万5,000円の純利益となっております。

前の73ページをお願いいたします。

病院事業収入についてですが、収益的収支で上段の収入です。

最初に円グラフの内側、医業収益で8億4,401万7,000円、収入総額に対する構成比は80.3%です。次に医業外収益で2億751万5,000円、構成比は19.7%です。

円グラフの外側、医業収益の内訳です。入院収益1億7,932万2,000円、収入総額全体の17.1%です。外来収益で3億8,433万9,000円、全体の36.6%です。室料差額、健康診断などのその他医業収益で1億772万6,000円、全体の10.2%です。介護保険事業収益で1億7,263万円、全体の16.4%です。

次に、医業外収益の内訳で、一般会計からの繰入金などの負担金交付金で1億6,169万6,000円、全体の15.4%です。長期前受金戻入額などのその他医業外収益で4,581万9,000円、全体の4.8%です。

下段の支出です。

最初に円グラフの内側、医業費用で9億8,072万7,000円、支出総額に対する構成比は94.7%です。次に医業外費用で5,541万円、構成比は5.

3%です。

円グラフの外側、医業費用の内訳です。給与費で4億9,552万6,000円、支出総額全体の47.8%です。材料費で2億2,593万2,000円、全体の21.8%です。経費で2億1,001万円、全体の20.3%です。減価償却費などのその他で4,925万9,000円、全体の4.8%です。

次に、医業外費用の内訳で、仕入れにかかる消費税関係雑支出などの医業外費用で5,541万円、全体の5.3%です。

74ページをお願いいたします。

上段の資本的収支の決算状況でございますが、資本的収入は、企業債元金償還金等の繰入金などで、出資金3,732万2,000円、マイナンバーカードオンライン資格確認システムにかかる補助金で、補助金180万4,000円。計3,912万6,000円に對しまして、資本的支出は、上部内視鏡汎用ビデオスコープの更新などの建設改良費1,771万6,000円、企業債償還金8,868万5,000円、計1億640万1,000円で、収支不足額6,727万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額36万1,000円、過年度分損益勘定留保資金6,691万4,000円で補填をいたしました。

下の表をお願いいたします。

入院外来患者数は、令和3年度は入院1万8,043人、外来、2万4,303人、一日当たり入院では49.4人、外来は91.7人となりました。

75ページをお願いいたします。

令和3年度末病院事業債現在高です。元金が4億6,812万1,504円、利子は3,311万9,574円、合計で5億124万1,078円となっております。

以上で説明を終わりにさせていただきます。なお、決算の詳細につきましては、予算決算常任委員会で説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

本決算について、提出者からの説明が終わりましたので、ここで監査委員の代表から審査報告の説明を求めます。

監査委員、平山茂君。

監査委員（平山 茂君）

それでは、議案書 81 ページをお願いします。ちょっと声が悪いのですけれども、ご了承ください。

令和 3 年度東庄町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査について申し上げます。

地方自治法第 233 条第 2 項の規定に基づき審査に付された令和 3 年度東庄町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び同法第 241 条第 5 項の規定に基づき審査に付された、基金運用状況について審査した結果、次のとおり意見書を提出いたします。

これ以降の内容につきましては、皆さん既にお目通しのことと思いますので、所々端折って説明していきたいと思います。よろしくをお願いします。

82 ページをお願いします。

まず、一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書から報告をいたします。

まず、審査の対象は、(1) 令和 3 年度東庄町一般会計歳入歳出決算から、(6) 令和 3 年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算までの 6 会計であります。

審査の期間は、令和 4 年 7 月 26 日及び 8 月 5 日であります。

審査の経過については、お目通しください。

次に、審査の結果ですが、審査に付された各会計の歳入歳出決算書は、関係法令に則り作成され、計数は関係諸帳簿等照合の結果正確であり、予算の執行については、概ね所期の目的に沿ってなされており、内容も正当なものと認定をしました。

また、財産に関する調書は、財産状況・異動状況についての計数も正確であると認められました。

次に、決算の概要ですが、この内容につきましては、次のページに実質収支の状況の表を参考に出しておりますので、参考をお願いしたいと思います。

令和 3 年度における一般会計と各特別会計の決算総額単純合計は、翌年度へ繰り越すべき財源 5,140 万 4,000 円を控除すると実質収支額は 13 億 7,220 万 1,000 円となり、前年度と比較して 5 億 5,121 万 9,000 円の増となっております。

次に総括的評価ですが、まず、普通会計・一般会計です。財政力指数ですが、これは皆さんご存じのとおり地方公共団体の財政力を評価するために一般的に用いられる指標であります。

令和 3 年度において 0.442 となり、前年度の指数 0.466 から僅かに 0.

0.24ポイント減となっております。

減少傾向が見られますが、更に引き続き財政基盤強化の取組に努められたいと思います。

次に、経常収支比率ですが、これは財政構造の弾力性を評価するために用いられる指標ですが、計数的には前年度と比較して4.1ポイントの減となっております。硬直化傾向にあると考えられますが、今後も昨年度と同様、予算執行における継続的な経費抑制に努め、経常収支比率の改善に努力されたい。

次に、財源内訳及び性質別歳出の状況ですが、これはこの項の最後から3行目ほど、今年度も、新型コロナウイルス関連として、ワクチン接種や住民税非課税世帯等臨時特別給付金などがあり、一時的に国庫補助金が多いが、今後は依存財源である地方交付税及び国県補助金の削減が予想されることから、投資的、あるいは消費的経費の適正な割合を望みます。

次に、町税の滞納及び不納欠損ですが、真ん中辺で、令和3年度は95.5%と上昇しており、県下でも平均値の成果を上げております。収税担当を中心に、初期段階での滞納者へのきめ細やかな納税相談を行い、財産調査や差押えを積極的に執行するなど、徴収率は90%台の高いレベルを維持しており、滞納に対する職員の積極的かつ高い意識での徴収努力は、評価するものであります。

次に、特別会計であります。

まず、国民健康保険特別会計ですが、4行目ほど、収入未済額は、昨年引き続き減少傾向が続いています。

保険給付については、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えは回復傾向が見られます。徴収率については、年々改善されており、地道で根気強い徴収事務の成果と思われます。評価したいと思います。

次に、後期高齢者医療特別会計ですが、これは中ほどで、保険給付費については、町民一人当たりの医療費が県下では一番低いが、今後の見通しは不透明であり、引き続き徴収率の向上に努められたい。

次に、食肉センター特別会計ですが、処理頭数も年々増加している中、食肉センター運営は、燃料費等が高騰するなど厳しい財政状況であります。特に施設管理に関しては、限られた予算の中で優先順位をつけ、将来を見据えて計画的に実行していただきたい。

それから、訪問看護ステーション特別会計ですが、これは最後の方、限られた人員体制で厳しい状況と思われませんが、今後も医療機関と連携しながら取り組んでいただきたいと思います。

次に、介護保険特別会計ですが、介護保険料の徴収率は98.7%で、依然、高い水準を保っていることを評価したい。最後の方、3行目ですが、令和3年度においては、第8期介護保険事業計画の1年目になり、基本理念に基づき、地方包括ケアシステムの更なる推進、地域共生社会の実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。高齢者の生活を支える核となる介護保険制度の円滑な運営と強化を図られるよう要望いたします。

次に、歳計現金及び基金ですが、過去5年間の推移は、この下に表記しております。

項目、下から5行目ほどから、一連の事業が終了した近年は、着実に積立が出来ており、経費の削減と効率的な行政運営により、余剰を蓄えた成果として評価したいと思います。

しかしながら、老朽化が進む公共施設設備はもとより、相次ぐ自然災害と緊急的災害など不測の事態に備えるためにも、今後も余剰等を蓄え積み上げていくことが必須であると考えます。

それから、公共施設整備基金、ここでは特に、87ページをお願いします。

下から9行目ほどですが、少子高齢化社会に向け、保健・医療・福祉施策に要する経費の増加は今後も益々避けられない状況にあると考えます。事務事業の更なる効率化の検討はもとより、歳入の増収・歳出の縮減に取り組み、町民の視点に立った町政運営となることを強く望むものであります。

また、町有地については、維持費と利用方法を十分に検討し、有効・効率を考え、今後取り組んでいただきたいと思います。

また、町の基本計画を踏まえ、今のうちに長期的な将来を見据えた計画を立てて、限られた財源を町民のために有効的に活用出来るよう取り組むべきであります。

続きまして、令和3年度東庄町水道事業会計及び東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算について意見を申し上げます。

89ページをお願いします。

審査の結果、（1）令和3年度東庄町水道事業会計決算、（2）令和3年度東庄

町国民健康保険東庄病院事業会計決算、この2会計であります。

審査の期間は、令和4年7月26日。

審査の経過はお目通しを願います。

それから次、審査の結果ですが、審査に付された各会計の決算書は、関係法令に則り作成され、計数は関係諸帳簿等照合の結果正確であり、予算の執行については、概ね所期の目的に沿っており、内容も正確なものと認定をいたしました。

決算の概要ですが、決算の内容につきましては先程説明されていた内容の数字と同じものとなりますが、この(1)(2)については、お目通しをお願いしたいと思います。

それでは、90ページをお願いします。

90ページの中ほどの総括的意見を申し上げます。

まず、東庄町水道事業会計ですが、ちょうど中ほど、経営状況については、近年、事業収益全体では、多少の変動はあるものの、収益の基軸である給水収益が多少増加しており、事業費用も定常的に推移しているため、黒字決算を維持しております。

91ページをお願いします。

下から6行目ほどですが、このような状況下、町民から理解が得られるよう、引き続き、老朽化設備等を適切に管理し、事業運営に努められたい。

そのためには、再度、重要度・路線等を考慮した優先順位をつけ、中長期的経営計画を立てて、確実に実施して、更なる経営基盤の強化を築いていくよう要望します。

次に、東庄町国民健康保険東庄病院事業会計ですが、ここでは特に、行の中ほどから、令和3年度には、非常用の放送設備及び照明器具更新工事、上部内視鏡ビデオスコープの購入を行いました。今後も高度医療の要求や患者の利便性向上のため、更なる設備の充実を図られたい。

なお、施設全体の修繕については、メンテナンス計画を効率よく行っていただきたい。

また、昨年に続いて、新型コロナウイルス感染症による患者数の減少が病院経営を圧迫し、多大な影響を及ぼしていることは、憂慮すべきであります。しばらくは厳しい状況が続くと思われれます。しかしながら、そのような状況下であっても、職員の献身的な努力により、患者サービスの低下が見受けられないことは、大いに評

価するものであります。

今後とも旭中央病院との連携を軸に、地域における中核医療・療養施設としての役割を果たすべく、医師等の確保に万全を期すと共に、地域住民に対して安全で安心な医療が、長期的視野で提供されることを望むものであります。

以上であります。

議長（宮澤 健君）

説明が終わりました。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第8号までについて、会議規則第38条第1項の規定により、お手元の付託表のとおり所管の常任委員会に審査の付託をしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、認定第1号から認定第8号までについては、所管の常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

日程第18、休会の件を議題とします。

お諮りします。

委員会審査等のため、9月8日から13日までの6日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、9月8日から13日までの6日間を休会とすることに決定しました。

なお、9月5日付で城之内議員より監査委員の退職願が提出されましたので、12日の委員会終了後、全員協議会を開催して、監査委員候補者の選出を行う予定です。

これで本日の日程は全部終了しました。

9月14日の会議は、議事の都合により午後2時30分に繰り下げて開くことに

します。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(午後 2時57分 散会)